

横浜市医師会看護専門学校

自己点検・自己評価報告書（平成 26 年度）

はじめに

平成 26 年 7 月から 27 年 3 月にかけて 2 回目の自己点検・自己評価を行った。

点検・評価の対象は 3 年課程の学校運営である。評価内容は特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が示す専門学校等評価基準 Ver. 3.0 の次の点検中項目である。

- (1) 教育理念・目的・育成人材像等
- (2) 学校運営
- (3) 教育活動
- (4) 教育成果
- (5) 学生支援
- (6) 教育環境
- (7) 学生の募集と受け入れ
- (8) 財務
- (9) 法令等の遵守
- (10) 社会貢献

自己点検・自己評価委員会議規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、横浜市医師会看護専門学校学則第 7 条の 2 の規定により、自己点検・自己評価委員会の設置に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 在学生在がより良い教育を受けることができるよう、教育機関として常に学校運営、教育活動の改善に努め、教育の質の向上と保証を図る。

(構成)

第 3 条 自己点検・自己評価委員会は副校長、事務部長、各科教務主任、事務係長、専任教員若干名をもって構成する。

(召集等)

第 4 条 自己点検・自己評価委員会は副校長が招集し、副校長が議長になる。

(開催)

第 5 条 自己点検・自己評価委員会は原則として毎月 1 回とするが、必要に応じて随時開催する。

(評価事項)

第 6 条 自己点検・自己評価委員会は次の各項について評価する。

- (1) 教育理念・目的・育成人材像等
- (2) 学校運営
- (3) 教育活動
- (4) 教育成果
- (5) 学生支援
- (6) 教育環境
- (7) 学生の募集と受け入れ
- (8) 財務
- (9) 法令等の遵守
- (10) 社会貢献

(庶務)

第 7 条 自己点検・自己評価委員会に関する庶務は教務部におくものとし、議案及び議事録を作成、保管する。

(情報公開)

第 8 条 自己点検・自己評価の結果を学校のホームページ上で公開するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、必要事項については学校長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

基準1 教育理念・目的・育成人材像等

【1-1】学校が教育を行う理念・目的・育成人材像などが、明確に定められているか

「和顔愛語」を建学精神として教育理念、目的、目標、育成人材像などを定め、学生便覧と学校案内、ホームページで示している。

1. 教育理念

本校の建学の精神である「和顔愛語」を礎に、豊かな人間性を培うと共に、基礎的看護実践能力を養い、地域のあらゆる人々に看護を提供できる看護師を育成します。

看護とは、人間の健康に焦点をあて、人間と環境に働きかけ、対象の健康が良好な状態になるよう援助することです。特に、看護は、人間関係を基盤として、対象の本来持つ自然治癒力をもっとも発揮しやすい環境を作り、もてる力を十分に発揮できるように支援します。そして、対象との相互作用で看護者も共に成長するものです。看護する意思—ケアする意思 その人らしくあってほしい、苦痛を和らげたいという、心から湧き出る願やおもい「人間愛」があってこそ、看護となると考えます。その看護は、専門的知識に裏付けられた看護実践能力が必要となります。

看護師は人のいのちと心に関わる専門職業人です。専門職業人としての自覚と責任をもち、専門的知識・技術を高め、高い倫理観のもと、あらゆる健康課題やその変化に応じた看護実践能力を高め、常に自己研鑽し続けることが求められています。

そこで本校は、豊かな人間性として、人を尊重し、人に対する慈しみや思いやりの心を育み、感性が高く人の心を察知でき、自己洞察しながら学生が人間的に成長することを支援します。基礎的看護実践能力として、学生の看護する意思のもと、倫理観、人間関係能力、知力（論理的思考・判断力）、安全で安楽な技術力、自己研鑽し続ける力を高めていきます。学生のもてる力が発揮できるよう支援し、地域社会に貢献できる看護師を育成します。

本校の教員と学生は建学の精神を礎として、ともに、看護の専門職業人として、成長していきます。

2. 教育目的

本課程は、本校の教育理念に基づき、学生の豊かな人間性を培い、人間を幅広く理解する力、人間関係を築く力を高め、基礎的看護実践能力を養い、地域社会に貢献できる看護師を育成することを目的とする。

3. 教育目標

- 1) あらゆる人々をかけがえない人間として尊重し、感性が高く、人を慈しむ心や思いやる心を持ち実践できる豊かな人間性を培う。
- 2) 他者への関心を深め幅広く人間を理解し、人間関係能力を高める。
- 3) 科学的根拠と倫理的判断に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。
- 4) あらゆる健康状態やその変化に応じて看護を実践する基礎的能力を養う。
- 5) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割と責任及び他職種の役割を理解し、

他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。

- 6) 看護の専門職業人としての自覚と倫理観を持ち、自己研鑽を続ける基礎的能力を養う。

4. 期待する卒業生像

- 1) 人を尊重し、思いやる心を持ち、人の心を察知する力を高めていく姿勢がある。
- 2) 他者への関心を持ち、客観的に洞察しながら、人間関係を築いていく力がある。
- 3) 看護の専門的知識を活用し、科学的根拠と倫理的判断に基づいた思考・判断ができる。
- 4) 看護の対象の個別と健康状態の変化に応じた基礎的看護援助が安全安楽に実施できる。
- 5) 倫理に基づいた責任ある行動ができる。
- 6) 常に自己を振り返り、探究心を持ち、自己研鑽する姿勢をもち続ける。
- 7) 自己及び看護職の役割と責任を認識し、他の職種と連携・協働する基礎的能力がある。

【1-2】学校の特色はなにか

平成 26 年 4 月に 3 年課程第 1 回生を迎えた。「和顔愛語」を建学精神としているため日常的に学生や教職員間で明るい挨拶が交わされている。また、学生・教職員間の信頼関係もあり、穏やかな雰囲気がある。第 1 回生は自分たちが学校の文化を創っていくという意識をもち、クラス代表者が改善点を提案している。

一日看護体験や学校説明会に訪れた方が、清楚できちんとしている学生や学生と教員との関係を見て是非受験をしたいといわれる。

【1-3】学校の将来構想を抱いているか

中長期計画として、平成 30 年度に鶴見工業高校跡地へ移転して姉妹校である保土谷校と統合する計画を進めている。それにあたって、平成 28 年度に保土谷校・菊名校で同じ教育課程（カリキュラム）で新入生を迎える予定である。現在、桜木町に設置された準備室を中心に学則変更（教育課程の変更）承認申請手続きの準備をしている。新カリキュラムでは在宅看護論を特化させていく予定である。

定員は 3 年課程全日制 40 名のクラスが 3 つと定時制 1 クラス 40 名の計 160 名となる。総学生数はマックスで 520 名の全国でも有数の大規模校になる予定である。

基準 2 学校運営

【2-4】運営方針は定められているか

全体の運営方針は横浜市医師会の理事会で策定され、学校の運営方針は運営会議で策定している。組織分掌規程、会議規程、委員会規程、個人情報保護規程に則って学校運営をしている。

運営方針は教務会議での学校長からの伝達で周知される。また、運営会議議事録、管理

会議議事録、教務会議議事録の回覧等によって周知徹底が図られている。

【2 - 5】事業計画は定められているか

全体の事業計画は横浜市医師会の理事会で策定され、学校の事業計画は運営会議で策定している。

長期事業計画

平成 30 年 4 月に在宅看護論を特化した新設校を鶴見工業高校跡地で開設する。定員は全日制 120 名、定時制 40 名である。また、同年 4 月に在校の 2 年生 3 年生が保土谷校の学生と鶴見校で統合する。実習病院とのユニフィケーションシステムも充実させ、協力関係を構築する。

中期事業計画

平成 30 年度に在校の 2 年生 3 年生が保土谷校の学生と鶴見校で統合するために、平成 28 年度の入学生から菊名校と保土谷校のカリキュラムを同一のものにする。

短期事業計画

平成 28 年度からの新カリキュラムと平成 30 年度からの新学校の開設、新校舎の建設にあたって、看護専門学校再整備室が中心になって取りまとめをする。菊名校と保土谷校の教員はカリキュラム構築や建築に関する提案をしている。また、平成 28 年度からのカリキュラムについて各校で申請手続きを開始する。

【2 - 6】運営組織や意思決定機能は、効率的なものになっているか

重要事項は理事会にて決定される。職務分掌規程、会議規程に基づいて効率的に意思決定がされている。運営会議、管理会議、教務会議、教員会議、委員会等各会議が会議組織図に基づいて開催される。議事録の回覧によって周知徹底を図っている。

【2 - 7】人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか

教職員の採用は看護師等養成所の運営に関する手引きにしたがって資格要件を有する候補者を選考の上、学校長が面接をして会長が決定している。教職員の処遇は、就業規則、給与規定、退職金規程の運用により行っている。

【2 - 8】意思決定システムは確立されているか

学校運営に関する意思決定は各種会議により行われる。意思決定に関わる会議の役割は会議組織図、職務分掌規程、会議規程で示している。事案に応じて必要な合議や起案書作成が行われる。組織全体の事業計画・予算等、重要なことは理事会にて決定される。

【2 - 9】情報システム化等による業務の効率化が図られているか

学籍などの管理を行う教務管理、会計処理等を行う業務管理についてそれぞれシステム化し、データベース等を活用している。また、「テラ」を活用し事務⇄教務や教員間の業務の効率化を図っている。

安全性についてはアクセス権限の制限や外部記憶媒体の使用制限を行っている。データ

は常に保存し、ウイルス対策は既成のソフトにより対応している。

基準3 教育活動

【3-10】 各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか

看護師の業界で求められている人材像は実践能力と豊かな人間性である。

業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられるよう、カリキュラム編成にあたっては担当講師から協力を得てシラバスの検討とテキストの選定をしてもらっている。

専任教員は各種研修会や学会へ参加して視野を拓け、業界の人材ニーズに敏感に対応できるようにしている。

また、看護のユニフィケーションを導入して臨床看護師と協働し養成所と実習病院との連携を深め情報交換がスムーズにできる体制を整えつつある。

専門基礎科目、専門科目の講師陣は医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師等の資格を有している。実習は関連業界である病院等で行い、実習指導はその場の専門家と教員が協働で行っている。

日本看護協会発行の倫理綱領を礎にして、大学での解剖の見学や神奈川県看護賞の授賞式に参加する等、業界の人材ニーズに向けた教育をしている。

【3-11】 修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか

はじめに本校の教育理念・目的・教育目標を定め、カリキュラム構造図とカリキュラム順次性を示している。それを根拠に修業年限である3年間の学年ごとに到達レベルを示している。

各学年の到達目標

1年次

1. 自分と他者のいのち、人格、価値観を尊重しあうことができる。
2. 個々の人間とその生活を幅広く理解し人間関係が形成できる。
3. 看護における基礎知識と看護倫理をもとに、科学的根拠をもって、日常生活援助技術を安全、安楽に実施できる。
4. あらゆる健康状態を理解するために、基礎的な知識を理解できる。
5. 看護職、他職種の役割を理解し、連携、協働する必要性を理解できる。
6. 看護の専門性を理解し、倫理的行動と、主体的に学び続ける態度を習得することができる。

2年次

1. 看護の対象となる人の人間性、価値観を尊重することができる。
2. 看護の対象となる人の発達段階を理解し、対象や家族との人間関係を築くことができる。
3. 看護における基礎知識と看護倫理をもとに科学的根拠をもって、対象に応じた日常生活援助ができる。
4. 専門的知識を活用し、あらゆる健康状態の対象を理解できる。

5. 看護者の役割、及び他職種と連携、協働していく方法を理解できる。
6. 看護学生として、看護倫理綱領に基づいた行動をする意味を理解し、看護に生かすことができる。

3年次

1. すべての人のいのちと人間性、価値観を尊重することができる。
2. 感性と知識を統合して、対象を幅広く理解し、信頼関係を築くことができる。
3. 看護における専門知識と看護倫理をもとに科学的根拠をもって、安全安楽な看護を実践できる。
4. 対象の健康状態の変化に応じた看護の必要性を把握し、基礎的知識・技術・態度を習得することができる。
5. 看護者の役割、及び他職種との連携、協働していく方法を習得することができる。
6. 看護職としての自覚を持ち、看護倫理綱領に基づく行動をとることができる。

【3-12】 カリキュラムは体系的に編成されているか

関連法令の基準を基本としている。カリキュラムの考え方から教育理念・教育目的・目標・各学年の目標を一連の流れで示している。

時代の流れや要請に応じて課題があれば、各担当分野で定期的に見直す必要があるが、理念や目標自体（核の部分）を変えるのではなく、目標達成までの過程で足りない部分をどのように補っていくかを検討する。

26年度は、基礎看護分野を主に、前期・年度末で見直しをした。前期は、基礎看護学進度と専門基礎分野との関連性を見直し、部分的に基礎看護学が解剖生理学より先行している課題が明確になった。

年度末には基礎看護学実習Ⅰと学年到達目標の評価より、人間関係形成の達成度はほぼ達成できているが、基礎的な知識の理解においては差が大きく、対象理解との関連性を意識して知識を習得させる必要性が課題となった。早期より看護過程の思考プロセスで知識を活用する体制の必要性が明確となった。

<課題> 1年次が終了し2年次になったときカリキュラム体系の妥当性が明らかになってくる。委員会で定期的に見直す必要がある。また基礎実習終了時の評価を基に看護過程の講義の方法論・進捗等の検討も必要となる。

【3-13】 学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置付けをされているか

3000時間を1年次に1095時間、2年次に1095時間、3年次に810時間に配分した。

建学の精神を基に、人間関係力を高めるため「人間関係論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を各学年科目建てした。また、機能障害と回復過程に関する知識を体系的に学び、看護に活かせるよう、解剖生理学、形態機能学、病態治療論、成人看護学を連動させた位置づけとしている。シラバスには、各教科の指導内容、方法、各1コマの授業内容を明示して作成し、各領域で年度末に見直し、修正している。

【3-14】 キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法論などが実施されているか

キャリア教育として、特に「コミュニケーション能力」と「問題解決能力」の育成に向けたカリキュラム構築をしている。「コミュニケーション能力」については基礎分野の論理学・情報科学・心理学・英語、人間関係論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設定した。また「問題解決能力」については論理学やマジョリー・ゴードン(Marjory Gordon)機能的健康パターンを使用した看護過程の展開を通して学ぶ。そこでは学生の気づきを中心にリフレクションを行っている。リフレクションの方法は各教員がそれぞれ研修を受けている。

実習終了時のまとめ発表会はパワーポイントを活用してプレゼンテーションを行い、効果的な伝達方法やコミュニケーションスキルを身につける工夫をしている。

<課題>今後、卒業生と就職先病院から本校におけるキャリア教育についての評価を受ける。

【3-15】 授業評価の実施・評価体制はあるか

了解の得られた全講師について単位認定試験終了後、授業評価を実施して、その結果を次年度の授業内容や方法論の工夫に活かしている。前回の報告で授業評価の対象は学内の教員のみであったが、全教員・講師に拡大した。

【3-16】 育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか

関係法令の看護師養成所の運営に関する指導要領の教員に関する事項を遵守している。

また、教職員のキャリア発達に向けては各種研修や学会参加の機会を付与している。

神奈川県看護師等養成所連絡協議会が2012年に示した「キャリア発達のめやすに基づく教員研修プログラム」にそって、その年度に行われる研修会や学会には積極的に参加できるように配慮している。

【3-17】 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか

成績の評価と単位認定試験及び単位の認定について、学生便覧に学則と細則で示している。C(60点)以上を合格とする。

【3-18】 資格取得の指導体制はあるか

国家試験対策委員がいて、年間計画を立て遂行している。入学時から国家試験ガイダンスを行い、模擬試験、国家試験直前対策を計画的に行っている。

基準4 教育成果

【4-19】 就職率の向上が図られているか

卒業生なし。

【4-20】 資格取得率の向上が図られているか

卒業生なし。

【4-21】 退学率の低減が図られているか

学年担当が定期的に面接を行い、問題がある場合は教員会議でも話し合いがされ、科の全教員が学生を間接的に支援している。必要時はカウンセリングを勧めている。

表 1. 休学者・退学者数

| | 休学者数 (人) | 退学者数 (人) |
|----------|----------|----------|
| 平成 26 年度 | 0 | 0 |
| 平成 27 年度 | 1 (体調不良) | 3 (進路変更) |

【4-22】卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
いない。

基準5 学生支援

【5-23】就職に関する体制は整備されているか

実習病院による就職説明会を年に1回7月中旬に設けている。さらに実習病院ではない横浜市内の病院の看護師募集パンフレットを自由に閲覧できるよう配備している。

個別に相談に来た学生に対しては、本人の状況に合う就職先の選択ができるよう指導している。

【5-24】学生相談に関する体制は整備されているか

学生は必要時、担当教員に相談できる。また、希望者はカウンセリングを受けられる体制にしている。カウンセラーは臨床心理士の資格をもっている。教員はカウンセリング技法について研修会、大学・大学院等で独自に学習している。

カウンセリングを受けられることは学生便覧や掲示板でも示している。学生の相談内容はプライバシー保護のため周知できないが、カウンセリングの活用状況は把握している。

【5-25】学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか

学費減免制度、学費分納制度等の経済的支援をする制度は学生便覧で案内している。学校そのものの奨学金制度はないが、実習施設の奨学金制度を活用できる。また、神奈川県の修学資金の案内と手続きの支援をしている。

【5-26】学生の健康管理を担う組織体制はあるか

学校医は1名。教職員組織図に示している。

学校保健安全法に基づく定期健康診断を毎年度実施し、全員が受診している。保健委員が健康管理カードを作成して管理をしている。

学内に保健室を設け体調不良時には休息させ、必要時は校医の診察を受けさせている。緊急の場合は最寄りの病院にて受診している。

健康管理カード、健康診断書、学校医執務記録は卒業後5年間保存してその後厳重に処理している。

【5-27】課外活動に対する支援体制は整備されているか

自治会活動や神奈川県看護師等養成機関連絡協議会東部支部のつどいについて学生を支援している。

【5-28】 学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか

学生寮はなし。

【5-29】 保護者と適切に連携しているか

入学時に保護者説明会を実施して本校の教育方針等説明をしている。また必要に応じて個別に連携を取っている。

【5-30】 卒業生への支援体制はあるか

卒業生なし。

基準6 教育環境

【6-31】 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか

関係法令に従って必要な施設・設備は整っている。また、付帯設備としてのベッド・沐浴槽等は看護師等養成所の指導要領の運営に関する指導要領についての「別表9 機械器具、標本、模型及び図書」に示されている品目、数量は満たされている。また、校具・教具リストがあり、机は校具、パソコン・テレビ・プロジェクター等は教具として事務部門で登録管理している。

利用内規には図書室・閲覧室使用規程、パソコン使用規程、教材教具使用規程があり、細則で示している。

【6-32】 学外実習、インターシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備されているか

病院でのインターンシップは各自が計画的に行っている。海外研修は行っていない。

学外実習（実習）は関係法令に従って実習指導計画を立てている。2週間以上実習する施設は実習施設変更承認申請や現地調査にて国からの許可を得ている。実習前後には臨地の方々と打ち合わせや評価会を設けて教育体制を整えている。またこれらを通して臨地の関係者と意思疎通を図っている。

【6-33】 防災に対する体制は整備されているか

年2回、春と秋に訓練を実施。起震車体験や消火器訓練を行っている。災害対応マニュアルを学生、全教職員に配布している。また、常に目に触れるよう、ポイントを押さえたリーフレットを昇降口、教室に貼っている。テレビ、パソコン、事務機器、ガラス等の固定・転倒防止対策は全てではないが行っている。

基準7 学生の募集と受け入れ

【7-34】 学生募集活動は、適正に行われているか

「学校案内」は神奈川県保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課看護指導グループの指導のもと適正に行われている。「学校案内」で教育内容を示している。医師会本体でもホームページや各区医師会を通じ広報活動をしている。

【7-35】 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか

併設する2年課程の実績としての教育成果は正確に伝えている。しかし、前回の点検で学校案内やホームページに国家試験合格率など数値を示していなく、積極的なPRでなかったことが課題となった。今後は教育成果、就職率、国家試験合格率等を数値で示すこととする。

【7-36】 入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか

学科試験、小論文、面接の結果を総合的に判断して合格者を決定している。
小論文と面接は各評価基準を作成しており適正かつ公平に評価している。

【7-37】 学納金は妥当なものとなっているか

本校は横浜市、横浜市医師会とで運営しているため、学納金は低く設定されている。

3月31日までに入学辞退の意思表示をした者には、原則として納付された授業料等の返還に応じることを入学試験要項、入学手続き要項等で明確にしており、実際に授業料は返還している。他校水準は把握している。

基準8 財務

【8-38】 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか

過去5年間の貸借対照表、損益計算書から見ても財政基盤は安定している。収入面では学生定員の充足率は100%である。3年課程の開設にあたって校舎の修繕、図書教材や備品の購入に掛ける支出も多いが、横浜市と横浜市医師会からの補助金で賄っている。

【8-39】 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか

予算の編成及び執行に関する規定は経理規程に定められている。予算決定機関は代議員会で、編成プロセスは理事会等の議事録としてある。決算が終わった段階で代議員会にて審議して、問題点などとりまとめている。

学費の方針は数年間のシミュレーションに基づいて判断し他都市、他校の状況も判断材料としている

【8-40】 財務について会計監査が適正に行われているか

毎月公認会計士による監査を行っている。さらに年に1回、執行役員全員を交えての監査も行っている。

【8-41】 財務情報公開の体制整備はできているか

財務書類（財産目録、貸借対照表や資金収支計算書、消費収支計算書、資金収支内訳表及び消費収支内訳表）等の整備は出来ているが、財務情報公開規程はない。一般社団法人になって、財務公開を求められれば公開しなければならない。

基準9 法令等の遵守

【9-42】法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか

看護師等養成所の運営に関する指導要領等の関係法令に基づく学則と細則を遵守して適正な運営を行っている。厚生労働省へは14条報告をして私学振興課における現況調査も毎年度受けている。

教職員と学生に対しては看護師学校養成所指定規則、看護師等養成所の運営に関する指導要領等（看護六法）に基づいて学校運営がされていること伝えている。

【9-43】個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか

情報保護規程に則り個人情報の保護に向けて管理している。情報保護規程はホームページと学生便覧で示している。教職員には業務手順で示しておりさらに教員会議等で周知させている。

さらに実習開始前には患者の情報管理について注意を喚起している。また、国家試験の願書を作成する時の本籍、名前、生年月日の確認で必要な戸籍抄本の取り扱いについて、方針を示した文書のもとに、学生の情報保護に努めている。卒業生の個人情報に関しては必要な期間、鍵のかかる戸棚で厳重に保管後、適切に処分している。

教職員の個人情報も鍵のかかる戸棚で厳重に保管している。

写真の取扱い時には各人から同意を得ている。また、授業及び入学試験問題作成講師には「講師就任の承諾および守秘義務の誓約について」を記載してもらい、守秘義務の約束をしている。

【9-44】自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか

自己点検・自己評価を行い問題点の改善に努めている。結果はホームページ公表している。

【9-45】自己点検・自己評価結果を公開しているか

昨年度までに行った2年課程に関する評価は公表中である。今回行った3年課程の評価はこれから公表する。

基準10 社会貢献

【10-46】学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか

神奈川県立保健福祉大学実践教育センターからの実習生の受け入れ、一日看護体験など積極的に行っている。また、地域のコミュニティハウスへの講師派遣や、和顔祭（学生祭）で地域のパン屋さんが模擬店に参加するなど地域との交流を深めようと努力している。

神奈川県看護師等養成力推進事業補助金で購入した演習用備品の実習病院への貸し出しを行っている。

【10-47】 学生のボランティア活動を奨励、支援しているか

特別養護老人ホームでの夏祭りのボランティア参加と学校に隣接する公園の掃除ボランティアを行っている。また、実習病院が募集するキャンプのボランティアにも参加している。教員がともに参加してインセンティブを高める支援をしている。